

許可証

岩手県指令県南広土第 227 号

令和 8 年 7 月 1 日



県南広域振興局長 菅原 健司



宅地造成及び特定盛土等規制法第 14 条第 2 項の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の所在地及び地番	花巻市幸田第 8 地割 408 番 1 の一部
2	工事主住所氏名	花巻市山の神 797 番地 1 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 拓帆
3	許可番号	岩手県指令県南広土第 227 号
4	許可対象行為	土石の堆積
5	土石の堆積を行う土地の面積	8,537.19 m ²
6	土石の堆積の最大堆積高さ	5.00m
7	土石の堆積の最大堆積土量	34,112.65 m ³
8	工事施行者住所氏名	花巻市山の神 797 番地 1 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 拓帆
9	許可期間	(自) 令和 8 年 7 月 1 日 (至) 令和 13 年 7 月 1 日
10	条件	別紙のとおり

別紙

許可条件

- 1 土砂又は岩石等は、工作物に危害を及ぼすおそれのある場所及び公害のおそれのある場所から採取してはならない。
- 2 工事施行により生じた土石又は岩石等の残土は、工作物に危害を及ぼす場所及び公害のおそれのある場所に棄却してはならない。
- 3 工事施行に際しては道路交通及び河川水利等に関し、次に掲げるものその他公衆に迷惑を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。
 - (1) 交通の激しい箇所の施行に際しては、警戒灯及び制止板等必要な標識類を設置するとともに、その維持保全に努めること。
 - (2) 爆薬の使用その他の危険作業を行うときは、これに関係する法令の規定を遵守し、かつ、十分な保全設備をすること。
- 4 行為を廃止しようとする場合は、工事によって改変された排水機能等を工事前と同様の状態に回復すること。
- 5 現場責任者は、適切な施工管理を行い、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備し、検査時に提示するものとする。
- 6 現場責任者は、工事の進捗に応じ、適切に検査及び定期報告を実施するための工程調整を行い、検査に立ち会うものとする。
- 7 完了検査及び中間検査は、ASP や web 会議等の手法を活用し、遠隔臨場の方法とすることができるような環境を整備すること。ただし、山間部等で通信状況によりこれにより難しい場合はこの限りではない。
- 8 梅雨期、豪雨時、台風時、融雪期は施行を極力避け、やむを得ず施行する場合は崩壊流出しないよう防止措置を講ずること。
- 9 工事の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく都道府県知事等に届け出ること。
- 10 災害時などの緊急時に都道府県知事等の指示に従うこと。

付記

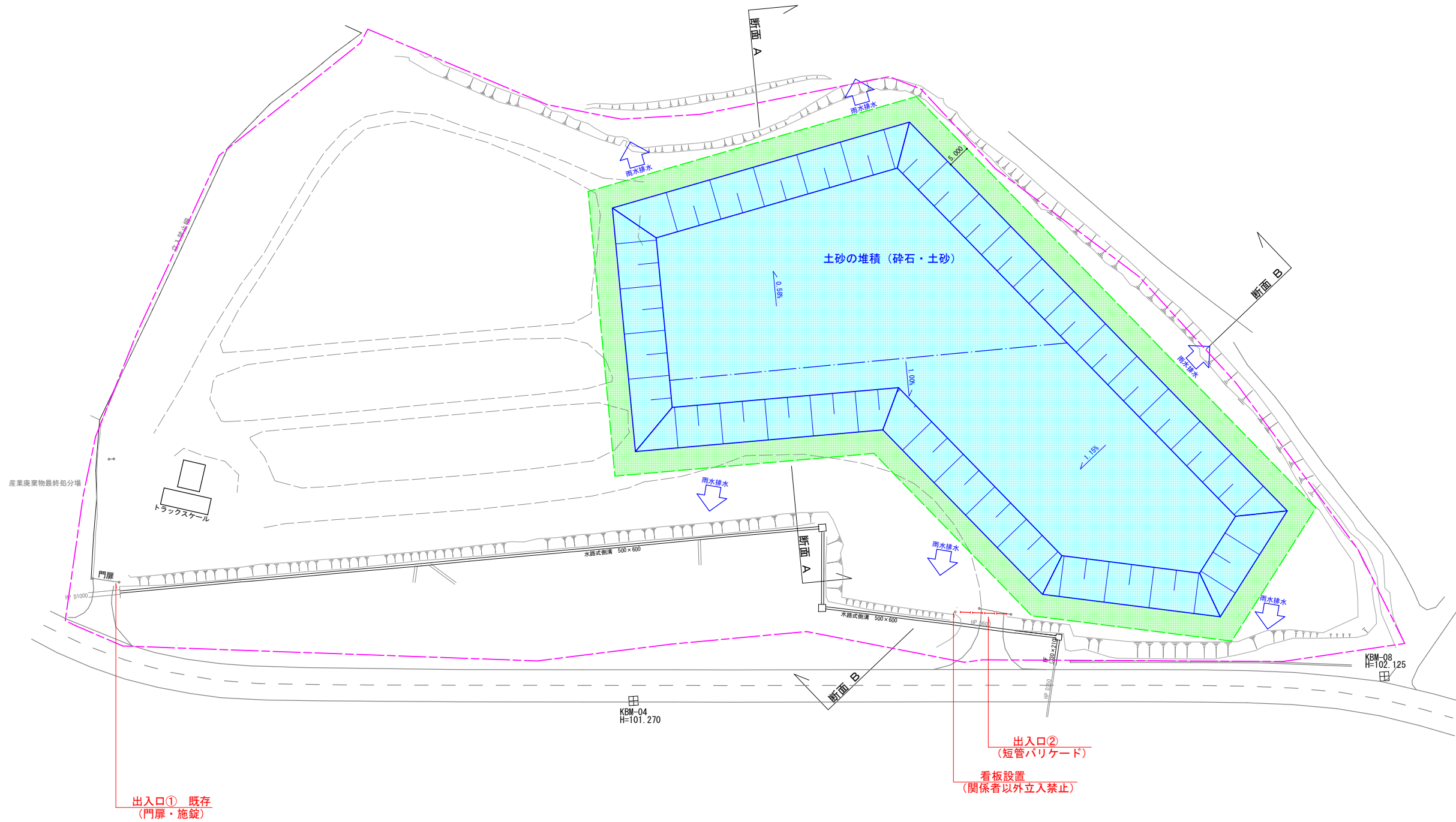
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

留意事項

- 1 この許可は、宅地造成又は特定盛土等規制法に基づくものであり、この盛土行為等に関して農地法、森林法等の他法令に基づく規制を受ける場合には、別途当該法令に基づく手続きを要しますので、留意願います。
- 2 定期報告が必要となりますので、当該工事が完了するまでの間、3カ月ごとに、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して許可権者に提出してください。

域長
局長
南興
振興
土木
專

計画平面図



- 堆積周囲5.0m 空き地 (土砂流出防止)
- 堆積計画
- 用地境界
- 申請区域

一時的な土砂の堆積計画	
盛土面積	8,537.19 m ²
盛土量	22,986.37 m ³
最大盛土高さ	5.000 m
盛土最大勾配	1:1.8 (30° 以下)
堆積材料	砕石 及び 土砂

雨水・地表水の排水計画
申請区域は雨水以外の流入は無し。
雨水は浸透又は、自然流下により堆積場所の外側の側溝及び一段低い土地へ排水される。
現状の横断勾配が緩やかで集中流下による崩壊は発生しない。

特記
申請場所：岩手県花巻市幸田第8地割408番1

株式会社伊藤組
〒025-0024 岩手県花巻市山の神797番地1 TEL 0198-24-1193
Fax 0198-24-1215

工事名称 三郎堤資材置き場
図面名 計画平面図

製作月日 2026/06/18 測量
2026/06/19 計画

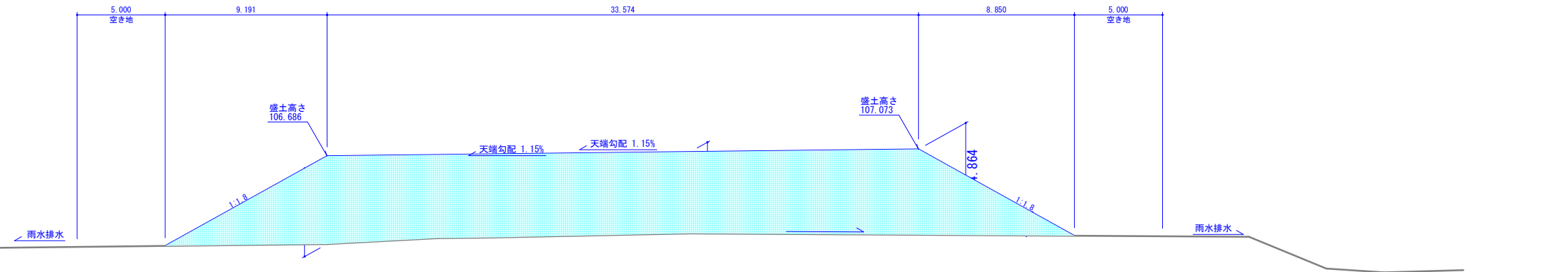
縮尺 1:500 [A1]
1:1000 [A3]

製図 営業部 技術管理課
高桑 琢文

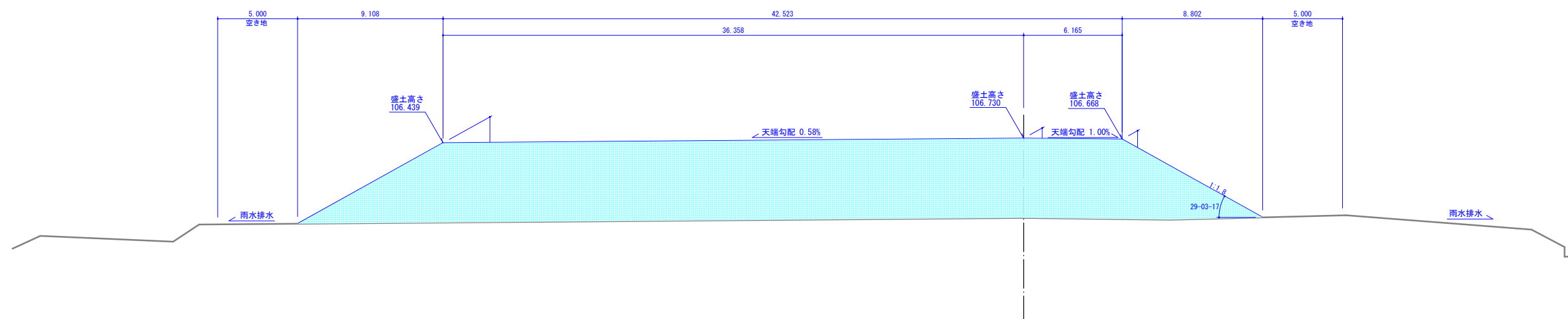
図面番号 fs3>DOBOKU>399 三郎堤>盛土規制法>盛土規制法0010. MSS

横断図

断面 B-B



断面 A-A



—— 現況地盤

 碎石・土砂の堆積

雨水は浸透又は、自然流下により堆積場所の外側の側溝及び一段低い土地へ排水される。

特記	株式会社伊藤組 〒025-0024 岩手県花巻市山の神797番地1 TEL 0198-24-1193 Fax 0198-24-1215	工事名称	三郎堤資材置き場		製作月日	縮 尺		製 図	図面番号
		図面名	横 断 図	2026/06/18 測量	1 : 150 [A1]		営業部 技術管理課 高 桑 琢 文	fs>D0BOKU>399 三郎堤>盛土規制法>盛土規制法0010.MSS	
				2026/06/19 計画	1 : 300 [A3]				